

議会基本条例に関する市民との意見交換会

2017/5/21 市役所西棟 811 会議室

■テーマ 1. 議会の役割 機能の主目的、総則

(※前文は、条例文を協議の後に協議する)

- ・議会は何をやる場所か、その主たる機能、役割を明確化、明文化していくことが必要である。
- ・これまで蓄積してきた議員の活動について、市民に十分に伝わっていない。伝える内容を活動ルールとともに条文化すべきであること。
- ・行政、議会、市民の3者の関係の中での議会の役割を明文化すべきである。
- ・議論の争点、プロセスを市民に知らせることについて、基本条例検討の段階で協議をする。

● 条例の目的

- 地方自治法との関係は
- 議会および議員活動の活性化、充実化をいれてもいいのでは
- 活性化などは前文にいれてはどうか
- 議事機関は、憲法に記載されているのでシンプルな表現でいい
- 市民福祉の向上、市政発展への寄与との意見は同じ。他の自治体でも同じ趣旨
- キーワードとして「市民負託」、「市民福祉の向上」、「市政の発展」は入れたい
- 地方自治の本旨は前文ではどうか
- 自治基本条例との関係は、どこに入れるか、検討が必要

▼素案

第●条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

● 最高規範・条例の位置づけ

- 「最高規範」というのは違和感がある

- 自治基本条例懇談会の議論でも、最高規範は議論になり、後日の議論となっている
- 基本的な条例であることを記すのが目的
- 基本的事項だけでは弱い

▼素案

第●条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合においては、この条例との整合を図らなくてはならない。

■テーマ2. 議会の活動原則

● 議会の活動原則

- 信頼性の言葉は入れたほうが良い
- 委員会中心主義は、共通認識になっていない。決定は本会議（全議員）ですもの。
- 本会議の議論が軽視されることを懸念する。
- すべての委員会に出せない会派もある。
- 委員会の活発化はいいが、条例に書き込むのはどうか
- 委員会は削除し、別の機会に議論する
- 委員会が充実できれば、書き込まなくてもいい
- 政策・予算の決定者、執行機関の監視、条例・政策の立案、民意の集約、が議会活動の原則
- （議会運営の項目で議論となった）
 - 議決責任が明確になっていない
 - 議会運営ではなく、議会の原則で規定しては？
 - 議会としての政策立案は求められている → 条文として別立てするか？
 - 議決責任（決定者）はもっと明確に書き込むべき
 - 条例制定の言葉も含めて、議会の活動原則にいれる

▼素案

第●条 議会は、議事機関として、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行う。

- (1)公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を行うものとする。
- (2)市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努め、議会としての合意形成を目指して自由闊達な議員間討議等により、審議を尽くすものとする。
- (3)市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価し、並びに政策提言を行うものとする。

- 2 議会は、その役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むものとする。
- 3 その他必要な事項は、武蔵野市議会会議規則において定めるものとする。

● 議会の公開、説明責任

- 公開することによる責任が問われる。議会と議員の違いもある。情報公開についても、議論が必要。
- 公開できるものか、できないものもある。倫理規定にもつながる（問題提起）。議員の発信による問題も考えられる。
- 議会と議員の情報公開を分けて考えるか
- 情報公開と情報提供の違いもある。SNSも含めると幅が広いので議論が必要
- 他の議会は情報公開とは何か書かれている。
- 情報公開条例との整合性も必要
- 会議は原則として公開は現状で行っている。情報発信、共有などの「情報」の定義をハッキリすることが必要
- 代表者会議は、公開を前提としないことも多い。
- 会議の周知の問題もある。
- 「情報」は、広報のテーマでも話し合っ再検討してはどうか。議員個人の情報発信にも影響する
- 報道の自由との兼ね合いもある（どこまで撮影していいのか）
- 武蔵野市議会は、公開を進めてきている経緯があり他の議会とは違う。現状を書いてはどうか
- 会議の公開できない理由は何か、どのように説明するか
- 自治法との齟齬はでないか。自治法では全協、広報委員会は規定されていない。
- 詳細は、申し合わせ、規則で規定してはどうか

▼素案

第●条 議会は、本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会、広報委員会を原則として公開するものとする。

- 2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

● 議会報告会

- 個人の意見が言える場にしたい方がいい
- 中身をもっと議論した方がいい。どのような報告会が良いか共通認識にしたい方がいい
- 年に一回を入れて、必ず行うことを義務付けた方がいい。説明責任にもなる
- 武蔵野市議会は意見交換会をすでにやっている。（委員会主体の意見交換会）

- 議会が一致して、積極的に議会の見える化に努めていることを示すべき
- 議会が何をやっているか、不要論も多いので、議員だけでなく議会全体で市民に理解してもらった方が良い
- 他市がやっている報告会でなく、議会の仕組みなど身近に議会を知ってもらうような報告会もあった方が良い
- タイトルは報告会になっているが、市民との意見交換のひとつにしている議会もある
- 意見交換会の中に報告や議会の仕組みを説明することもふくまれるのではないか
- 条文の目的はなにか？ 報告会をすることを義務付ける
- 委員会で行う場合、合意形成がとれていないことをできるのか？ 条例では踏み込めない。細目は別にしたらどうか
- 市民から見て議会が意見を聞く用意があり、条例で縛っていることを示したほうが良い
- 回数はあったほうが良い
- 市民からすれば、説明よりも意見を聞いてほしいという声が多い。市民の意見を聞くことを前提に考えたほうが良い
- 回数は書き込むべきか。明記しなくてもいいのでは
- 内容をどこまで書きこむべきか？
- 市民との意見交換が主眼。これまでにやってきたことなので 市民との意見交換としたらどうか
- 内容は、説明責任や市民の多様な意見を把握することが中心になる
- 市民との意見交換会として、説明会なども含まれるとする
- 回数は、規則でも書き込める。逐条解説でも説明できるので、入れなくてもいい
- 説明責任を入れるか
- 議会と委員会の定義も必要 あいまいになる可能性もある。委員会は含まれないととらえられないようにしたほうが良い
- 議会は にすると全体でやるような思えてしまう

▼素案

(市民との意見交換)

第●条 議会及び委員会は、市民の多様な意見を把握し、審議へ反映するため、市民との意見交換の場等を設けるものとする。

2 市民との意見交換の場に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

● 議会運営

(議会の4つの活動原則①政策や予算の決定、②執行の監視・評価、③条例立案、④民意の集約、は他の項目で明確化する)

● 議会による評価と予算

- 趣旨は分かるが大丈夫なのか
- 議会の権限で議論（活動原則でなくてもいい）
- 予算と決算の在り方は他でも議論したほうが良い
- 議会の権限に移す

■テーマ3. 議員の活動原則

● 会派

- 会派の項目を入れるか ⇒武蔵野市議会は会派制を取り入れているので、必要では
- 会派の中身をどうするか
- 会派の定義は難しい（同一の理念、同一の政策など様々な前提条件がある）
- 逐条解説が必要になるので、もう少し議論を深めてはどうか。
- 国会以上に地方議会の会派は幅が広い。幅を持たせるべき。現実を考えれば規定は難しい
- 他の議会では会派に属さない議員が議運の傍聴ができないところもある。この程度は規定しないと委員会などの存在が問われる。決まったことも反映できないと議会としておかしくなる。ある程度は書くべき
- 会派に属さないとの理由で委員会の所属に制限がかかるのは見直すべき。選挙で選ばれた議員としての重さを考えると、議会運営委員会や予算、決算の委員会に議員として所属できないのは問題ではないか。

▼素案

- 第●条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができるものとする。
- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
 - 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
 - 4 議会は、会派に属さない議員の意見が議会運営に反映できるよう配慮するものとする。

● 会派代表者会議

- 現在、運用していることを規定するもの

- 会派代表者会議を規定すると公開をすべきかの課題がある
- 公開などは別に定める規定で定めるべきか？
- 内容は開示請求があれば、精査して公開する
- 今までどおり、申し合わせで開催するか
- 公開できない内容もあるので、非公開もありうる前提にしてはどうか
- 代表者会議は議会運営の知恵。あまり縛っても支障が出てくる
- 書き込むと何を公開するか基準を考えないとならない。内容を整理してはどうか
- フルオープン、議事録も残すとなると課題が大きい
- 会議自体があることは市民に知ってもらいたい。内容は、公開できないこともあるので、現状のままがいい
- 規定すると縛られることが多くならないか
- 代表者会議は他の会議とは異なるので、逐条解説などで説明するか、別に定める規定で説明してはどうか
- 会議は、「原則として」公開すると規定しておき、代表者会議で公開できない事項については別立てで説明したほうがいい
- 議会活動を隠す必要はない。傍聴できるか否か、開催の告知の公開（時間の余裕がない場合）をどうするか課題もある
- 代表者会議はオープンにできない内容もあるので、何かで記載したほうがいい
- 代表者会議の目的（議会運営、会派間調整）まで書き組むか
- 代表者会議は公開できないことが多いので、位置づけを別にしたほうがいい。議会としては、公開を原則にする。
- 事前告知できないと公開にならないととらえられないか。機動性も必要なので告知にとらわれるとタイミングを失うこともある

▼素案

（会派代表者会議）

第●条

議長は、必要があると認めるときは、会派代表者の会議を開催することができるものとする。

2 会派の代表者の会議に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

● 議員の活動原則

- 議員の活動原則は議員それぞれ。書き込むことで、逆効果はないか
- 地域代表ではないことを書き込むか、一定は認めるか。
- 議員活動にも政策提案をいれてはどうか
- 「（議員が）一部団体（の代表）にとどまらず」、と書くと、一部の団体となってい

る議員がいると思われないか

- 否定的な言葉よりも、こういう議員にどの書き方がいい
- 合議制の機関、が一番にある。いかなものなのか
- 議会不要論の声があるから条例をつくるのはスッキリしない。議会が見えるようにすることは必要。市民からは、議員がどのような発言したか、議決したか、セレモニー化していることのほうが課題。
- もう一項目、調査にかかわること必要。調査研究、市民への意見聴取によりなどをいれてはどうか。第一項目にいれてはどうか
- 議員倫理にいれてはどうか
- 市民の福祉向上が目的の項目にしてはどうか
- 議会の議論で、一部団体の意見として扱われてしまわないか。議論に支障が出てしまわないか。

▼素案

第●条 議員は、次の各号に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市政に関する課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、積極的に政策提案を行うこと。
- (2) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由で闊達な討議を重んじること。
- (3) 自己の資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指し活動すること。

● 政治倫理規定

- 議会の規定は別途にして、議員の倫理規定を議論する
- 根拠を明らかにするよう努めるは、議論の必要がある
- あまり書き込まないで、姿勢や覚悟を示す程度が妥当ではないか
- 具体的な問題が起きているとは思えない
- 倫理条例をつくらないのであれば、一定の書き込みは必要
- 倫理条例をつくらないと、いろいろなことが想定されてしまう
- 議員倫理規定を簡略化するのであれば、特定団体の記載を考えてほしい
- 条例に倫理項目は入れる
- 具体的な内容を他で明記すべき
- 倫理は何かを明確にすべき
- 議員活動の原則（一部の代表の表記）との整合性は？ 特定の企業のため、地域の代表～ の記載は注意が必要
- 議員の責務か政治倫理の基準まで書き込むのか。基本条例なのであまり書き込まな

いほうがいいのか。大枠にすべきか議論が必要

- 何か理由があって、倫理条例は作られるもの。武蔵野市議会で課題になっていることを入れるか、協議してはどうか
- 武蔵野市議会では社会的な大きな問題は起きていない。昨今起きたことは倫理規定で書くことか。
- 目的は何かを議論すべき。シンプルにすべきだが、議員からの職員への働きかけについて決議をしている
- 議員活動で法律に触れないまでも、一定の規制はできないにしても、倫理基準をある程度定めたほうがいい。倫理規定として書き込むべき。倫理基準は附則で書いてはどうか
- 襟を正すメッセージを市民に出すべき。市民に分かるように書き込んでどうか
- 職員と議員の関係で職員が本来の職務に支障をきたしている事例は議会としての対応として対応すべき。条例に頼りすぎ。議会として対応すべき
- 議員の覚悟、襟をただすことの基本でいい。市民の信頼を得られる程度。書いていないことをやっつけていい、とならないか。抽象的にした方がいい
- 当たり前のことを書き込むのは情けない。書き込むと他にも出てきてしまう。これまでの姿勢を振り返る必要がある
- 社会的常識も人により異なる。二段構えにしてはどうか。

【確認】⇒倫理基準は別途つくる。

▼素案

第●条 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、常に、公正かつ厳正を指針として行動し、及び、発言するよう努めものとする。

2 議員は、その地位を利用して、社会的常識の範囲を逸脱するいかなる金品の授受をしないものとし、又は市が行う業務に関し、特定の企業、団体、個人等のために有利な取り計らいをしないものとする。

3 市民全体の代表者としてその名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないものとする。

● 議員倫理

(議論は政治倫理規定と同様)

▼素案

第●条 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、常に、公正かつ厳正を指針として行動し、発言するよう努めるものとする。

2 その他必要な事項は別に定める。

■テーマ4. 議会と住民の関係

● 市民と議会の関係

- 内容はすでに他の項目で協議済。(議会の公開、説明責任、議会報告会)

● 市民参加

- 条文の項目として市民参加を規定するか、他の項目で具体的な内容を書くか議論が必要
- 市民参加はどこかで規定したほうがいい。具体的な内容は、やっていること、もっとやることもどこかで書くべき
- 市民参加の項目を書くのなら、最大の市民参加は選挙であることも書いた方がよい。報告会や意見交換は否定していない。
- 選挙が市民参加とは思わない
- 市民参加、意見を聞くことはおこなうべき。最終責任者は議会が責任を持つことを再確認しないとおかしな方向にならないか危惧する。
- 市民が議会に来ることも参加になる。どこかで述べたほうが良い。
- 全体の議論を進め個別の内容を議論したうえで個別にするかは協議する。
- 市民参加の定義、目的を協議したうえで、まとめるか、別々に協議してほうがいい。市民参加の理解はそれぞれ違うのでは

★市民参加とはなにか？

- 参加は手法だが、価値はさらにある。自分たちで決めると思える。代議制とともに、地方自治の発展に必要不可欠。
- 選挙だけで多様な意見を反映させて議会では決められない。
- 代議制とともに、市民の政治参加を促すために市民参加は大事である。
- 市民の意向を議会での議論に反映するため、多様な機会を設けることにとどまるのではなく、地方自治の発展のために必要としたほうがいい
- どのように参加するか、議会との違いは自治基本条例でも議論している
- 政策を作る際への参加も含まれる。市長部局でも同様だが議会とは異なる

★市民参加の理念は、前文の議論で行う。

具体的な内容は、他の項目で議論する。

ここでは市民参加の項目はふれない。

全体構造のなかで、項目をたてるかは議論する

● 請願、陳情における提案者の意見聴取

- 市議会で判断できないこともあるので、市民に理解してもらうことも必要なため政策提案として、請願・陳情を位置づけではどうか
- 政策提案の定義も必要ではないか
- あまりにも具体的な内容の陳情が政策提案なのか（〇丁目〇番地に何かを作ってほしいなど）
- 定義づけは難しい。今の武蔵野市議会がやっていることを後退すべきではない。現状のとおりではいいのでは。
- 国への意見書など今まで審議できていた陳情を審議できないようにすべきではない。
- 政策にすると、範囲が狭まるので、陳情は何でもいいとは言えないが、政策提案等と“等”をつけてはどうか。

▼素案

第12条 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案等として受け止め、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるものとする。

● 公聴会制度及び参考人制度の活用

* 請願・陳情の項目と同様の議論

▼素案

第13条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第115条の2(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する公聴会制度及び参考人制度の活用等によって市民等の意見等を聴き、議会の政策形成、審議に反映させることができるものとする。

2 公聴会は、武蔵野市議会会議規則、武蔵野市議会委員会条例に基づき開催するものとする。

■ テーマ5. 議会と執行部の関係

● 市長・職員と議員の関係

- 議会と執行部、議会と市民との関係を明確にする必要がある
- 執行にあたっての市長の権限を一定程度明らかにしたほうがいい。例えば、保育園の場所、形態など細かなことへ議会がどこまで関与できるのかなど
- 執行権と議決権をどこかで整理したほうが良い。
- 執行部の説明もどこかで整理したほうが良い。いつどのように、あるいは、一部の議員しか知らないこともある。ここではないかもしれないが。
- 条例に細かいことまでは書かない方が良いが、議長からの提言があったように職員との関係について、長時間に及ぶ聴取など過度な対応で仕事に差し支えがでる可能性があること。言葉を荒げての職員への対応など今までになかった例が出てきていることは念頭に入れるべき。
- 他の議会を見ると、「緊張関係」がキーワード。
- 「質疑応答」についてもポイント。他にはない規定。
- 議決権と執行権とは違う、はっきりとした立場の違いは書くべき
- 審査の原則ではなく、執行部と議会の関係にしてはどうか
- 議会と執行部の関係、対等である姿勢を示したい

▼素案

第●条 議会は、二代表制の下、市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)と緊張関係の保持に努める。

2. 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、最良の意思決定を行う。

3. 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて、監視し及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案及び政策提言を通して市長に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

● 重要な政策案に対する説明の要求

- 考え方として、細かく規定すべきか。細かくすると条例に書かれたものしかでない可能性もある。
- 細かく規定するより膨らみをもたせてもいいのでは。
- 重要な政策案とすると、どこまでが重要なのか？
- 政策提言と情報提供は分けたほうがすっきりする
- 政策提言は、別のところで議論してほしい
- 議会審議中だけの情報提供にならないか。その前段での情報はどうか
- 議会はとなると議会としての意思決定の手続きが必要になる。逆に手続きを経ないとはできなくなる可能性がある。議員個人の活動は別。決めるかどうかは別の議論。
- 双方向にするか、議会からにするか、議論が必要
- 自治基本条例との関係もあるので主語は議会にしたほうがいい

- 議案の提案権は市長にしかない。市長等との言葉の定義が必要。言葉の説明はする

▼素案

(執行部による情報提供)

第●条 市長等は、議会に政策等を提案するさい、市民福祉向上のために、必要な情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市長等は、議会及び委員会から必要な情報提供を求められた場合、その趣旨に沿うよう努めなければならない。

● 文書質問

- 議会によっては質問時間が限られていること、議員数が多く、質問できないケースもあるので、一般質問と同等の権利としている議会もある。武蔵野市は全議員ができる違いがある。一般質問でできるのでは？
- 緊急を要する場合に質問ができるようにしたい。
- 現行で問題ない、緊急時には議長に連絡があり対応ができる。
- メリット 公式文書となり一般質問に活用できる。執行部と緊張感を保てる。
- デメリット 執行部には気をつかうのでない方がいいとの意見も聞いた
- 拘束することが少なくなり、職員にもメリットになる
- 閉会中に緊急性を要する時、委員会は開催できるが、会派から委員会に所属していない議員が質問できるメリットもある
- 市長が委員会に出席しない議会や委員会でも事前通告制のある議会であれば必要かもしれない。
- 武蔵野市議会の現状では、慎重であるべき
- 返答の調整など一定の手続きが必要になる。毎月のようにになると執行部が対応できるのか疑問。
- 市民には意味が分からない。一般質問も理解されていない
- 必要性は感じていない。これまでにも必要性はなかった
- もしあった場合は、全員協議会など対応できている
- 委員会に所属していない委員がいない会派から質問ができればいいのか？
- 一般論では否定しない。委員がいない会派は本会議で質問ができる。しないほうがいい。できることを活用すべき。
- ルール化は必要
- 常任委員会の議論の後で出すとなると委員会の責任をどうするか、問題点がある
- 議会の権限を強めることは一般論としてはいいが、現状では情報は得られている。
- 正式な回答書になると、厳密な判断が必要になる。判断のために調整の時間が必要になるので、優先事項とは思わない。

● 反問権

- 重要な項目で明記すべき。議論を進化させるため。執行部から質問はテーマをそらされる可能性もある。テーマから外れることも考えられるので一定のルールが必要。
- 議員が勉強することにもなる。議員の質をブラッシュアップできる
- 反問権の受け取り方が議員によって違う。反論になる例もある。例えば、財源を問われた場合どうなるか。質問の趣旨に沿える答弁にできるようにするものではないか。議会と執行部が対立しては、建設的な議論にならない。議会基本条例がめざすものと違ってしまいうように危惧する。
- 細かくは規定できない。議長、委員長が整理すべき。対立する意見を執行部が言うでもいいのでは。
- 議論を深めるためにすべき。
- なぜ質問をしているのか、客観的な事実を元に質問していれば、反問権がなくてもいいと思う。議員への努力として必要。反問権を乱発するのは良くない。あったとしても使わないほうがいい
- 論点争点を明確にするために行うものと確認した
- 課題 本会議と委員会で運営が違うので細部をにつめる

▼素案

第●条 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、論点及び争点を明確にするため反問することができるものとする。

● 質疑応答の形式

- 現状では論点が不消化になっている。
- デメリットは時間がかかる。
- 条例にいれなくても、議運で判断すればできる。これまでも議論を続けている。
- 議場の改修が必要にならないか？ 課題のひとつ
- 議場改修に合わせての条例改正もある
- 一般質問に時間と回数の制限をかけているのは武蔵野市議会ぐらい。どちらかを整理することも可能
- 実際にできるのであれば、条例文にいれる必要はないのでは？
- ルール化ができれば入れなくでもいいが、どこかの段階で条例を改正すべき。議会改革の姿としてみせたほうがいい。

● 行政報告

- 議会が諮問機関的な存在になることもある
- 行政報告への質疑の是非も論点がある
- 行政報告の基準はあるのか？ ⇒議会から求めているものはない。市民に影響があるものについて、議会に先に伝えるようにしている。本会議と委員会への行政報告がある。
- 内容は執行部が決めている。議会から求める場合は、委員長から申し入れをするが最終的な判断は執行部となっている。
- 「真に重要な」の基準はどのように判断するのか
- ⇒執行部の意思決定は、委員会の開会前に理事者を含めて協議・決定すると聞いている
- 規定しないとどうなるか？根拠がないので、行政報告がなくなる可能性がある
- 議会が必要な時に、行政報告を求めているときにできるようにしてはどうか
- 行政報告ができる主体は、議会と執行部双方に必要
- 共通認識として行政報告は必要
- 行政報告は、議会にも行政にもメリットがあるが、行政報告への質問の仕方も課題
- 事前審査にならないか。実際の議案の時に質疑がない場合もある。本来の議会の議論としてどうか
- 事前審査は執行部の姿勢で変わる
- 事前の情報提供によって判断したり、議決の判断をしなければいい
- 行政が持っている情報を提供するのが行政報告。行政が知らせたいもの。議会が求めている情報は出すときと出さないときがある。できる規定まで
- 議会には、地方自治法による検査権がある。ここまでいかないまでの情報提供として位置付けてはどうか。
- 行政報告の基準がないのは課題のひとつ 自治基本条例でも検討されるかもしれない。執行部への投げかけも必要かもしれない。その時の判断では条例の必要性がなくなる
- 書いた方がいいか、判断に悩む。おかしなことになれば、条例改正で対応してはどうか。
- 行政報告の言葉の定義は、執行部と調整し、逐条解説で対応する。

▼素案

第●条 議会は、市長等が行う政策や事務事業の進行状況、内容等を議会に行政報告することを市長等へ求めることができるものとする。

2 市長等は、市等が行う政策や事務事業の進行状況、内容等について、議会に行政報告を行うことができるものとする

■テーマ6．議会の権限

● 議決事件の追加

- 地方自治法の根拠規定は書き込むべき
- 拡大ではなく、追加のほうが分かりやすい
- 具体的な対象を入れるか、入れないかは課題
- 不断に拡大するとなると、権限を拡大することになり執行部との関係に課題となる
- 基本条例の制定と同時に追加をするのか？
- 地方自治法で可能なことを書き込む理由は何か？ ⇒議会の基本的な姿勢を示すこと、議員が意識することが目的
- 執行部との調整も必要になる
- 個別計画は別に議論する

▼素案

第●条 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができるものとする。

● 附属機関の設置・重要案件における調査

- 自治法100条の2項に基づいて、と入れたほうが良い
- 従来の解釈では執行機関に置くことができるとされ、議会はできないとされていた。
- 当初は異論があったが、現時点では地方制度調査会での解釈でもありうるとなっている。今は国も肯定的。
- 他での事例は？ ⇒報酬や政務活動費についてが多い。
- 諮問すると内容に縛られないか
- 条例で規定する理由は？ ⇒報酬や事業費がかかる場合には設置期間などで個別の条例が必要と考えたため
- 附属機関の実例も調べてほしい

■テーマ7．合意形成の手法

● 議員間討議

- 自由討議にはルールが必要。
- 武蔵野市議会では議運確認事項 委員長の判断でフロー図のようにできる規定となっている。休憩中なので議事録には残らない
- これまでも休憩せずに議員間討議をしたことがある
- フロー図を活用して行ったことがある
- 自由討議の定義が決まっていない。取扱いの議論が幅広く考えると議員間討議になる
- 自由討議の定義を決めないと解釈で変わってしまう。採決する前に議員で意見を出し合ったり議論することもある。
- 目的、定義を決めてからルール化してはどうか。結果を出すまでの過程が市民には分からないので、休憩ではなくなるべく議事録に残るようにしたほうがいい。場合によっては休憩もありうる
- 議会で行うのは、採決が前提の議案と採決がない行政報告の2パターンがある。どちらで使うか整理が必要
- 自由討議を行ことに異論はない
- 目的は、議会として最良の意思決定を行うために行うではどうか
- 自由討議を武蔵野市議会は重んじること、できることを規定してはどうか
- 自由討議を必ずやることまで書くとすべての案件にできることになってしまう。状況によっては選択できるようにすべき
- 自由討議は委員会と本会議でおこなうのか？
- 委員会を中心に、と書いても本会議ではできる
- 本会議で自由討議ができるのか 過去に例はないので経験則で書いた方がいい
- 自由討議は、決定が必要な議案で行うことを想定。行政報告は行わない
- 議員同士の議論であって、提案者にたいする質疑ではない

▼素案

第●条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な議論の場を保障しなければならない。

2 議会は、論点及び争点の整理又は合意形成を図るために、委員会を中心に議員間で討議を行うことができる。

● 政策検討会議

- 議員だけの組織か？⇒議員中心。場合によっては執行部、外部から意見を聞くこともできる

- 附属機関との違いは？⇒附属機関は、外部が主体。議員が主体ではない
- 常任委員会や議長主催でも可能ではないか
⇒特別委員会と任意団体の間のイメージ
⇒常任委員会の範囲で検討、研究できない課題への対応ができる
- 公式な存在にする必要性が分からない。負担をおしてまでのメリットが見えづらい。
組織はシンプルのほうが良い
- 提案の意味は分かるが、議長主催の全員協議会を活用したほうが良い。委員になった人との差がでてしまう。
- 今後、必要があれば政策検討会議を検討する

■テーマ8. 議会の組織、会議の運営

● 議長選挙

- 新人議員には、いきなり選挙では分からない。市民に分かるようにしたほうが良い。
所信表明を聞いて投票したい。
 - 所信表明した人以外にも投票できるのか？ ⇒可能。現状の運用でできることを追認する規定。法の規定では、立候補制が適用されていないのでやむを得ないこと。
 - 多人数が立候補して過半数に満たない人になった場合などはどうするか？ ⇒詳細は要綱や規則で決めると考えている。
 - 立候補制とすると、義務付けにならないか？⇒義務づけてはないので、条文化するのであれば調整が必要
 - 立候補制、所信表明、選挙のキーワードがある。これまでは、決まった後に所信表明を述べていた（挨拶）。所信表明は選挙の前後にある。
 - 立候補制が今一つ分からない。多人数が立候補すると禍根を残さないか。立候補制の言葉に課題がある。踏み込み過ぎではないか。
 - 立候補制の単語を削って、話し合うのはいい。所信表明をするかどうかは、検討課題。
- ・ 立候補制については、議論がまとまらなかった
 - ・ 所信表明の機会を設けることについては意見の一致はあったが、選挙の前後で意見はまとまらなかった。
 - ・ 現状の民主的な選び方は、今後も続けていくことについては異論がなかった。
 - ・ 市民の人に選び方を分かりやすくすることについては、今後の課題。

▼素案

第●条 議長及び副議長の選挙に当たっては、所信表明を行うことができるものとする。

● 議長、副議長

- 地方自治法でも規定されているのにあえて書き組む理由は？⇒市民には分からないので提案した
- 議長選挙と同じ条文にいられている議会があるので、所信表明と同じ条文に入れてもいいのでは
- 常識的なので入れる必要はない
- 副議長の規定がない。書かれていない。書くなら副議長まで規定する必要がある。

⇒地方自治法でも規定されているので、この条項は取り下げる。

● 議会運営

- すべての会派となると会派に属さない議員をどうするか？ ⇒一人会派があれば、別だが、適切ではない。
- 否定するものではないが、ひとつの条文にする必要はない。
- 整理基準とはどのようなことか？ ⇒確認事項集、申し合わせはその時々の方針になっているので整理が必要。まとめると基本条例のおおもとになると考えた。
- 入れるとすれば、議会の活動原則にいられたほうがいい

▼素案

「公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を行うものとする。」

を議会活動の原則に入れ込む

● 委員会の適切な運営

- 本会議と委員会を同じに考えるか、委員会は別物にして条文にするかの考え方をまず整理したほうがいい
- 今まで議論したこととかぶっている。政策提言、市民との意見交換、自由討議をまた同じに書くべきか。テーマ5と同じ条文案があり議論している
- 委員会中心主義をいれることで、委員会の専門性を定義することもできる。あえて委員会を定義する必要があるか疑問
- あえて委員会を切り分けなくても考えられないか。委員会の適切な運営の項目は必要ない

● 審査の原則

- 過度な介入は評価が難しい。基準があるようでないので、明文化は難しい
- 執行機関との役割の違いをどう明文化するか？ 議決権と執行権の違いは当たり前。
- 自治基本条例の議論も関係する。ここで議論していいのか？
- 審査にならない部分でどのように関わるべきかが課題。長期計画を議決し下位計画を実行するさいのかかわり方。個別計画に議会がどこまで関与（議決の範囲）があいまい。長期計画条例審議でも不明確だった。一定程度明確にすべきと提案した
- 執行権への議員としての調査、発言はかかわってくる。縮小してはならない。だからと言ってなんでもやってもいいのではない。どのように条例で書くか。後から問題にならないか。議長や委員長の判断にも影響する。十分な議論が必要。
- 過度な介入は、これまでの事例を想定しているのだろう。公共施設等総合管理計画の特別委員会も過度な介入といわれるかもしれない。境のPPPを止めることも過度な介入になるかもしれない。丁寧な議論は必要。原理原則を簡素にして書くのはいいと思う
- 案件によっては議論の幅を狭めてしまう可能性はある
- 二代表制の関係。議会改革のながれは議会の権限を広げてきた。議会の役割を個別条例で具体的にしたほうがいい。考え方だけでは、解釈が変わる可能性がある
- 今の条例に書いていないことを議決にするか具体化する必要がある。過度な介入については、議会で否決している例はある。自治基本条例で規定すべきはないか
- 威圧的な対応など議長から提言あったように、現状に対策は必要だが、冷静に考える違いがある。穏当な書き方にならざるをえない。
- 市民は首長も議員も同じように選ぶ人が多い。分からない人が多い。議員になってみると、意味が違うことを実感している。議員は主張は違っても熟議をしていくのが基本。そこを書くのが議会基本条例だと思う。
- 細かいことを書かない方がいいのでは？
- 自治基本条例との整合性は議会としての考えをまとめてから議論すべき
- 原理原則を簡素なものにして、議会活動の原則の項目の中に入れてはどうか
- 議長が整理するしか現状ではできない。罰則規定を設ける必要がでてくるが、今回はそこまでは不要ではないか
- 議員倫理条例で規定すべきではないか。発言について一般論で書き込むことは不要
- 議長の整理は時代によって違う
- 簡明や議題外は、本人によって考え方は違う。条例には書くのは疑問

▼素案

「議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うものとする。」

⇒議会の活動原則の中に入れ素案とする

● 広報・広聴の充実

- 広聴広報委員会の役割と議員の関わりは？
- 議会全体の役割と委員会の役割を整理する必要がある
- 設置だけでは、目的が分からないので書き込んでどうか
- 広報委員会がどこまでできるのかの議論が必要
- 今の広報委員会は、市民アンケートなどを実施しており市民評価はいい
- 正式な委員会ではなく、機能だけを書く例もある
- 広報の充実は分かるが、広聴は広報委員会だけでいいのか
- 文教や総務、厚生などで市民の意見を聞いている現状をどう考えるか。広聴広報委員会にすると、この委員会だけがやることにならないか
- 市長の手紙と同様にするか。現状では事務局への意見もある。どこで受けるかの整理が必要。提案の委員会との整理が必要。
- 市民からの意見への返答について規定がない。広聴は最低このことをすると決めないとならない。事務量は増えるので現状の事務局体制には無理がある。
- 会派や議員への意見は、それぞれに答えられるが議会への意見へのルールをどうするか。

⇒現状は、ここ最近では5, 6件ある。市長の手紙と同様で回答が欲しいとの例と議長あての手紙もある。議案に関係のあるものとなないものがある。議長決済で対応して返答するものはしている。全議員に情報提供するものとししないものがある。内容によっては、議運や代表者会議で対応をする

- 広聴と広報を合わせると課題が多い。別立てに考えてはどうか。
- 議会への手紙制度があってもいいのでは？
- 市政アンケートのように市議会アンケートを毎年やってもいいのでは
- ICTを含めて広報を充実するか議会の意思として議論はしたほうがいい
- 広聴の重要性をどのように条文に書けばいいか？⇒議会報告会の項目で担保すればいいのでは
- 知らせるだけでなく、双方向性が重要で広聴の充実を条文にいれるべきではないか
- 聞いてから知らせることが必要
- 議会が情報提供・公開しないと意見もでないかもしれない。どちらが先でもいい

▼素案

第●条 議会は、多様な方法を用いて、広報広聴活動に努めるものとする

● 全員協議会

- 武蔵野市議会として正式な会議体として位置付けるか議論をしてほしい
- これまでは、議事録をつくり、市民にも告知し公開していたこともあり、正式な場にすべき
- 会派に属さない議員の意見も聞いているので、市民にもこのような協議の場があることを知ってもらうのにはいい
- 委員会は採決をするが全協はしないので、委員会とは別に考えて基本条例に位置づけたほうがいい
- 位置づけを明確化することには異議はない。

● 議会事務局

- 事務を取り扱いするだけでなく、政策立案や調査活動を行うパートナーとなるべきと考えるの提案
- 事務局の人事は、原則は議長。実態は個人名で指定はできない。強い人事権はないことを考えたほうがいい。
- 充実には人事と関係する。専門の職員、政策法務など質と数の問題があるが、条例には書き込めないので、組織体制の充実に努める程度しか書き込めない
- 目的は、法務機能、調査機能、議会運営を円滑にする
- 調査をどうするか。個々の議員が依頼するのではなく、委員会単位か議長が依頼するのか、調査を客観的に分かるようにすべき
- 目的をどうするか。人事をどうするかが論点
- 機能強化は一致している
- 「議会運営を円滑におこなうため」は、ルールに乗って行うのが大事なので不要
- 議会運営では誤解になる。議会活動をつかうと含みのある言葉になる
- 「議長は」の主語をいれないと誤解や問題が起きるので入れてほうがいい
- 議会事務局設置条例は、基本条例を制定する際に検討する。他の規則なども同様にする
- 統理には事務を処理するだけではないとの意味があるのでは。団体の意思を代表する、事務を処理するなどではできないのか？
- 組織体制の充実とすると、実態は議長ではできない。機能強化と体制強化とする議会がある
- 体制強化となると人事の問題となり実現が難しくなるのでは、縛られる
- 基本条例に書き込むことで要望・要求がしやすくなるのでは
- 機能強化には組織体制の強化も含まれる。体制となると体制だけになってしまう。

▼素案

第●条 議会は、議長の統理する事務を遂行するところにより、議会の政策形成及び調査機能、法務機能を高めるため、議会事務局機能の充実に努めるものとする。

● 議会図書室

- 市民に開放すると事務局の手間が増えるのではないか
- 議会図書室でなければならない資料はあるか。
- 設置する目的は、議員の政策立案が第一目的。市民への開放をして貸出されていたりすると本末転倒になる可能性がある
- 議会活動のためにあるので利用者は限定したほうがいい
- これまでの議論は現状を明文化することが多いが、図書室の議論は違うので、どのように利用しているか、選書方針などの課題がある。新聞記事の切り抜きの利用実態を各会派から聞きたい
- 自治基本条例の検討のなかで市が発行する資料と議会の資料をどのように公開するかもテーマになりそう
- 市民参加や情報公開は、全体で対応をしたほうがいい
- 選書方針などは、別途定めればいい
- 市民への利便性向上は、行政が持っていない議会オリジナルの情報を公開していくことは、明文化しなくても共有化して欲しい。自治基本条例でも同様の議論がある。

▼素案

第●条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする

- 2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市立図書館等との連携に努めるものとする
- 3 その他、運用等については、別に定めるものとする

■テーマ9・その他

●No・12 (議員研修の充実)

- 研修は当たり前のことなので、条文に書き込むべきか？
- 基本条例は当たり前のことを明文化していることが多い。議員活動の原則にいて

もいいのでは

- 研修の充実、それほど必須ではない。
- 改選後の研修には、議会改革を継続的に行うと記載することで、同じ意味とならないか
- 議会活動の原則に入れれば、独立した条文にしなくてもいい

▼素案

「議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上のため、議員の研修の充実強化に努めるものとする。」

⇒素案では、趣旨を議会活動の原則に入れる

(No38 大災害への対応)

- 実際の大災害時にどのように議員が活動するかは、地域活動も必要だが共通認識ができる規定は必要
- 実際の大災害時には議会は何もできない。地域への活動は普段から地域の一員としてやるもので条例には書けない
- 細かな規定は別途協議するとして、シンプルな条文をいれてはどうか
- 機能を維持するはいれたほうがいい。大災害時にも決定すべきことはある
- 確かな情報を災害時に提供する役目もある
- 大規模災害の規定をどう位置付けるか
- 議員と議会の違いをどうする
- 機能の維持を入れるべき
- 災害対策本部とは切り離し、議会独自の立場にしたほうがいい。機能を維持することで、情報などを議長に集約できる。議員独自の活動で対策本部への支障がでることもある

▼素案

第●条 議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能を維持するものとする。

2 議長は、大規模災害時において、議会と市の役割の違いを踏まえて、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置できるものとする。

● 政務活動費

- 論点として、政治資金まで入れるか。個人支給である政務活動費のことをどのように書き組むのか、議論が必要
- 以前は会派支給だった。会派に属さない議員に支給ができないので、便宜上、一人

会派として支給し、その後、個人支給になり、内容を明確にするようになってきている

- 昭和 59 年から始まった ひとり 15 万 会派調査旅費 8 万円 63 年から個人支給と会派視察旅費となった。平成 13 年に制度改正でひとりあたり 42 万円として会派支給は旅費がなくなった
- 法改正で会派もしくは議員に支給できるようになった 26 市では 3 市 国分寺と青梅と武蔵野市だけが個人支給
- 現状を追認するなら個人支給で記載すべき。将来会派の可能性があるとすれば、条例に定めることにより、もある。
- 政治資金の扱いはどうするか？
- 都選管に届け出ることもあるので議会基本条例では不要では
- 議員の責務として当然のもの。

▼素案

第●条 議員は、政策立案等の能力向上を図るため、武蔵野市議会政務活動費の交付に関する条例に定める政務活動費を有効に活用するものとする。

2 議員は、政務活動費の用途について、市民から疑義を持たれないよう、用途の透明性を確保しなければならない

3 このほか必要な事項は、武蔵野市議会政務活動費の交付に関する条例により定めるものとする。

● 議員定数

- この条文では、参考人などが義務化となるか？
- 理念的な部分なので、できる限りと読み取れる
- 定数と議会の機能を明記すべきではないか？
- この条例に規定した と書き込むと他の要素が出てきた場合に対応できないのでは
- この条例は万全なもの解釈するのは危険。具体的なことは想定できないが、あえて外して遊びをつくったらどうか

▼素案

第●条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、武蔵野市議会議員定数条例で定めるものとする。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

● 議員報酬

- 報酬審だけの意見でいいのか、市民意見もいれてはどうか
- 尊重してとなると、議会の意見はどうなるか。財政改革など議会での議論の余地をいれたほうがいい
- 報酬とは何か？ 法で規定されており条例で額を決めている。他には費用弁償がある
- 報酬審議会では、政務活動費などは審議の対象外になっている。市民が考える範囲は、期末手当など全てのものと考えている。
- 市民からみてお手盛りと思われぬようにしたほうがいい
- 報酬とは何かを書き込むことが必要にならないか
- 尊重するととなると、反対ができなくなる。
- 議員活動の定義は難しい

▼素案

第●条 議員報酬は、武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例により定めるものとする。

2 議会は、議員報酬の改正にあたっては、武蔵野市特別職報酬等審議会の答申等を考慮するものとする。

● 条例の見直し手続き

- 実行されているか、評価していくことが必表。PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を運用すべき。改善すべきところは、改善すべき
- 条例が最高規範、一番重要なことを明らかにするには、改廃は、過半数ではなく3分の2の議決にすることを考えるべき。大方の賛意を得ているようにすべき
- 地方自治法では過半数とされているので、法に明記されていないもの以外は特別議決（3分の2）はできないとの解釈が一般的。
- 法的には無理でも、多くの人が賛同するように工夫したほうがいい
- 見直しを議会運営会と明記した理由は？ →検討をしてきた委員会であり、常設の委員会なので例示した。「いつ」、「どこで」を規定しておかないと評価ができないが、議運にこだわるものではない
- 見直しは4年に一度の選挙があった時にすればいい
- 四年に一度となると、新人にテクニカルなことを話すべきか。適時行うべき
- 条文に細かく書くのではなく、逐条解説や申し合わせで新人への研修と適時行うようにしてはどうか。
- 一票差できめるべきではない。前文で精神を掲げて、大多数、全議員の創意でと書き方もある

▼素案

(条例の見直し手続き)

第●条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において、適時、検証するものとする。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

● その他

▼議会費

- 議会費の項目は必要ないか？
- 議会費を決めるプロセスをどこかで明確化すべきではないか。現在は、代表者会議で検討をしている。予算決算の審議で議会費の質問もどうすべきかを議論したほうがいい
- 議会事務局の充実で予算も含めていると考えてはどうか
- 予算の編成権と執行権は執行部にあるが、編成方針や重点施策については議会が意見を出すべきでありやっていくべき。今後の重要検討課題として欲しい

▼用語の定義

- 条例に書き込むほどではなく、逐条解説で説明し、議員全員の共通認識にしてはどうか
- 条例では用語の定義をすべきなのか。用語を定義する条例は多い
- 特段の必要性はないが、明らかにしておく必要がある場合は、書き込むのは事務的な手続きにすることが多い。

以上